

○指名停止等措置要領

平成16年4月1日

要領第14号

〔沿革〕平成17年 5月31日要領第 6号（イ）
平成26年12月17日要領第36号（ロ）
平成29年 7月18日要領第 5号（ハ）
平成30年 9月25日要領第 4号（ニ）

（指名停止）

- 第1 管理担当取締役は、有資格者（契約細則（平成17年細則第1号）第23条に規定する有資格者をいう。以下同じ。）が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。（イ、ロ、ハ、ニ）
- 2 管理担当取締役が指名停止を行ったときは、契約職（契約規程（平成17年規程第3号）第2条に規定する契約職のことをいう。以下同じ。）は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。（ハ）

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

- 第2 管理担当取締役は、第1第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。（ハ）
- 2 管理担当取締役は、第1第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。（ハ）
- 3 管理担当取締役は、第1第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。（ハ）

（指名停止の期間の特例）

- 第3 有資格者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期

は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1ヵ月に満たないときは、1.5倍、別表第2第11号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。（ハ）

一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

二 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第11号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第11号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。（ハ）

3 管理担当取締役は、有資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第4第1号から第3号の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間（第4第1号に該当する場合にあっては、別表第2第5号、第8号又は第10号に定める短期を期限とする。）まで短縮することができる。（ハ）

4 管理担当取締役は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を越える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36ヵ月を超える場合は36ヵ月）まで延長することができる。（ハ）

5 管理担当取締役は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。（ハ）

6 管理担当取締役は、別表第2第11号の措置要件に係る指名停止の期間が満了した有資格者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。（ハ）

7 管理担当取締役は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。（ハ）

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第4 管理担当取締役は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第3第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。（ハ）

一 談合情報を得た場合、又は会社の役員及び社員（以下「役社員」という。）が談合が

あると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号、第8号、第10号又は第11号に該当したとき（ハ）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第11号に該当したときは、2.5倍）の期間（ハ）

二 別表第2第4号から第11号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）（ハ）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第11号に該当する有資格者にあつては、2.5倍）の期間（ハ）

三 別表第2第4号から第6号まで又は第11号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があつたとき（前二号に掲げる場合を除く。）（ハ）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第11号に該当する有資格者にあつては、2.5倍）の期間（ハ）

四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあつたことが明らかとなつたときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号から第6号まで又は第11号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなつた場合を除く。）（ハ）

それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月（別表第2第11号に該当する有資格者にあつては、1.5ヶ月）加算した期間（ハ）

五 会社の役社員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該役社員又は職員の容疑に関し、別表第2第7号から第11号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなつた場合は除く。）

（ハ）

それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月（別表第2第11号に該当する有資格者にあつては、1.5ヶ月）加算した期間（ハ）

（指名停止の措置対象区域の特例）

第5 管理担当取締役は、有資格者が別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合において当該有資格者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、指定区域の一部を限定して指名停止を行うことができる。（ハ）

2 管理担当取締役は、別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当し指名停止の期間中の有資格者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかとなったときは、当該有資格者について指名停止の措置対象区域を変更することができる。(ハ)

(指名停止の通知)

第6 管理担当取締役は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第5第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第3第7項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ様式1、様式2又は様式3により通知するものとする。(ハ)

2 管理担当取締役は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が会社の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。(ハ)

(随意契約の相手方の制限)

第7 契約職は、次号に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。

2 契約職は、契約細則(平成17年細則第1号)第28条第1号から第3号までの規定に該当する場合は、あらかじめ様式4により管理担当取締役の承認を受けて指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。(ハ)

(下請等の禁止)

第8 契約職は、指名停止の期間中の有資格者が当該契約職の契約に係る工事の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託することを承認してはならない。(ハ)

(指名停止に至らない事由に関する措置)(ハ)

第9 管理担当取締役は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。(ハ)

(準用規定)(ハ)

第10 第1から第9までの規定は、契約細則(平成17年細則第1号)第1条に規定する業務等について準用する。(ハ)

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(イ)

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則(ロ)

この要領は、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第120号)の施行される日から施行する。

附 則(ハ)

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（二）

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

別表第1

指定区域（北海道、福島県、東京都、愛知県、大阪府、福岡県をいう。以下同じ。）内において生じた事故等に基づく措置基準（ハ）

措置要件	期間
(虚偽記載)	
1 会社の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 6ヵ月以内
(過失による粗雑工事)	
2 会社と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「会社発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 6ヵ月以内
3 会社の指定区域内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 3ヵ月以内
(契約違反)	
4 第2号に掲げる場合のほか、会社発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 4ヵ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 会社発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 6ヵ月以内
6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 3ヵ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 会社発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき	当該認定をした日から 2週間以上 4ヵ月以内

<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 2ヵ月以内</p>
---	---------------------------------------

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が会社の役社員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）（ハ）	4ヵ月以上 12ヵ月以内
ロ 有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時、工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）（ハ）	3ヵ月以上 9ヵ月以内
ハ 有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	2ヵ月以上 6ヵ月以内
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が指定区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（ハ）	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3ヵ月以上 9ヵ月以内
ロ 一般役員等	2ヵ月以上 6ヵ月以内
ハ 使用人	1ヵ月以上 3ヵ月以内
3 次のイ又はロに掲げる者が指定区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（ハ）	逮捕又は公訴を知ってから
イ 代表役員等	3ヵ月以上 9ヵ月以内
ロ 一般役員等	1ヵ月以上 3ヵ月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 指定区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第11号に	当該認定をした日から 2ヵ月以上 9ヵ月以内

掲げる場合を除く。)。 (ハ)	
5 会社の役社員が締結した請負契約に係る工事に 関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、 工事の請負契約の相手方として不適当であると認め られるとき (第11号に掲げる場合を除く。)。 (ハ)	当該認定をした日から 3ヵ月以上 12ヵ月以内
6 指定区域外において、他の公共機関の職員が締結 した請負契約に係る工事に 関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法 第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受 けたとき (第11号に掲げる場合を除く。)。 (ハ) (競売入札妨害又は談合)	刑事告発を知った日か ら 1ヵ月以上 9ヵ月以内
7 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に 係る工事に 関し、一般役員等又は使用人 (使用人においてはイ に掲げる場合に限る。)が競売入札妨害又は談合の 容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を 提起されたとき (第11号に掲げる場合を除く。)。 (ハ)	逮捕又は公訴を知った 日から
イ 指定区域内の他の公共機関の職員 (ハ)	2ヵ月以上 12ヵ月以内
ロ 指定区域外の他の公共機関の職員 (ハ)	1ヵ月以上 12ヵ月以内
8 会社の役社員が締結した請負契約に係る工事に 関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は 談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで 公訴を提起されたとき (第11号に掲げる場合を除 く。)。 (ハ)	逮捕又は公訴を知った 日から 3ヵ月以上 12ヵ月以内
9 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る 工事に 関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑 により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起 されたとき (第11号に掲げる場合を除く。)。 (ハ)	逮捕又は公訴を知った 日から 3ヵ月以上 12ヵ月以内
10 会社の役社員が締結した請負契約に係る工事に 関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑 により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起 されたとき (第11号に掲げる場合を除く。)。 (ハ) (重大な独占禁止法違反行為等)	逮捕又は公訴を知った 日から 4ヵ月以上 12ヵ月以内
11 会社の役社員、環境省の職員又は公共工事の 入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 12年法律第127号) 第2条第1項に規定する特 殊法人等で環境省の所掌に係るものの職員が締結 した請負契約に係る工事	刑事告発、逮捕又は公 訴を知った日から 6ヵ月以上 36ヵ月以内

<p>に関し、次のイ又はロに掲げる事由に該当することとなったとき（当該工事に、その請負金額が国の政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用基準額以上であるものが含まれる場合に限る。）。（ハ）</p>	
<p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。（ハ）</p>	
<p>ロ 有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（ハ）</p>	
<p>（建設業法違反行為）</p>	
<p>1 2 指定区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。（ハ）</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヵ月以内</p>
<p>1 3 会社の役社員が締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（ハ）</p>	<p>当該認定をした日から 2ヵ月以上 9ヵ月以内</p>
<p>（不正又は不誠実な行為）</p>	
<p>1 4 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヵ月以内</p>
<p>1 5 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヵ月以内</p>

(様式1) (ハ)

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
管理担当取締役 印

指名停止通知書

この度、貴 が (の) (注①) ことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。(注②)

なお、「指名停止措置に係る苦情処理手続要領」の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合においては、当該指名停止の期間内に(例：管理部契約・購買課、総務課等)にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

1. 指名停止の期間 (注③)
2. 指名停止の理由 (注④)
3. 指名停止の措置対象区域 (注⑤)

(注) ① 措置要件に該当する事実を簡明に記載する。

② 第6第2項の適用がある場合は、「今後は、かかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。」と記載する。

③ 指名停止の期間の始期及び終期を記載する。

④ 措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

⑤ 指名停止の措置を講ずる対象区域を記載する。

(様式2) (ハ)

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
管理担当取締役 印

指名停止変更通知書

先に、平成 年 月 日付け指名停止通知書をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の内容を変更したので通知する。

記

1. 従前の指名停止の期間
2. 変更後の指名停止の期間
3. 従前の指名停止の措置対象区域
4. 変更後の指名停止の措置対象区域
5. 変更の理由

(注) 必要に応じ適宜項目を加除して使用するものとする。

(様式3) (ハ)

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
管理担当取締役 印

指名停止解除通知書

先に、平成 年 月 日付け指名停止通知書をもって貴 の指名停止を行った旨通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。

(様式4) (ハ)

平成 年 月 日

管理担当取締役 殿

契約職 印

指名停止の期間中の有資格者との随意契約の申請について

件 名	
実施場所	
契約の相手方及び 指名停止期間	
契約予定年月日	
契約予定期間	

上記の工事の請負契約について、下記の理由により、指名停止の期間中の者と随意契約を締結したいので申請する。

記

理 由 (※)

(※) その有資格者でなければならない理由及び指名停止の期間中に行わなければならない理由を記載すること。

(様式5) (ハ)

平成 年 月 日

契約職 殿

管理担当取締役 印

指名停止の期間中の有資格者との随意契約の承認について

件名	
実施場所	
契約の相手方及び 指名停止期間	
契約予定年月日	
契約予定期間	

上記の工事の請負契約については、指名停止の期間中の者と随意契約を締結することを承認する。